

(仮称) ふじみ野市・三芳町環境センター整備・運営事業

実施方針に対する質問・意見への回答

ふじみ野市

平成24年4月2日

■実施方針への質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1	1	(4)ウ(イ) (ウ)	事業期間	「老人福祉センターの解体・撤去開始時期は、平成25年12月以降とする。事業者は、老人福祉センターの休止期間(6ヶ月間を標準とする。)」とあり、また、「余熱利用施設は、平成26年6月から」とあります。 このことから老人福祉センターは平成25年11月まで営業し、休止期間は平成25年12月から平成26年5月までの6ヶ月間を標準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第1	1	(4)ウ(ウ)	事業期間	「平成26年6月以前に運営を開始することも可とする」とありますが、早期に運営した場合の対価は事業者負担となるのでしょうか。 また、営業時間は現状の「太陽の家」と同様ですか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。早期開業分も見込んだ入札価格としてください。 後段の質問については、入札公告時に示します。
3	2	第1	1	(4)ウ(ウ)	運営期間	「余熱利用施設は平成26年6月から～を標準とする。」とありますが、既存の「太陽の家」の指定管理者は指定管理の期限まで運営を行い、その後は休止期間をはさんで新施設の運営を行うSPCに引き継がれるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2	第1	1	(4)ウ(ウ)	運営期間	余熱利用施設は平成26年6月もしくはそれ以前より運営を開始することとなっておりますが熱回収施設の完成までの熱源の確保をどのようにお考えでしょうか。ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。詳細は入札公告時に示します。
5	3	第1	1	(4)オ(ア)	新設する施設	熱回収施設における(3)処理能力にて、(災害廃棄物を10t/日見込む)とありますが、具体的にどのような廃棄物を想定されているかご教示願います。	災害に伴い発生する木くずや粗大ごみ(可燃性、不燃性)を想定しています。
6	4	第1	1	(4)オ(ア)	新設する施設	余熱利用施設について、「熱エネルギーを活用した温浴機能を主体とし」とありますが、温浴機能とは具体的にどのような施設を想定されていますか。	既存の老人福祉センター(施設名称「太陽の家」)が有する浴場等の施設を基本的には想定しています。詳細は入札公告時に示します。
7	4	第1	1	(4)オ(ア)	余熱利用施設	子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設とありますが、「ふれあい・交流」とは、どのような個室や機能を求めているのでしょうか。	入札公告時に示します。
8	4	第1	1	(4)オ(ア)	余熱利用施設	「温浴機能を主体とし、子どもから高齢者まで幅広い利用者に対して、「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設」とありますが、「ふれあい・交流」を目的とする公民館的要素も含めるとのことでしょうか。	質問に対する回答No.7を参照ください。
9	4	第1	1	(4)オ(ア) 脚注1)	余熱利用施設	「老人福祉法に位置づけるものではない」とありますが、6ページの(2)項目外に60才以上は利用料金が無料となる減免措置とあり、60歳以上の施設としての位置付けが強く「老人福祉的」な施設と考えられます。施設利用のターゲット層の主要は60才以上ということでしょうか。	幅広い利用者に対して「ふれあい・交流・健康増進」の場を提供する施設を想定しています。
10	4	第1	1	(4)オ(イ)	解体・撤去する施設	既存施設の解体において、基礎杭の撤去は、新施設に支障がある部分のみでよろしいでしょうか。	全撤去とします。
11	4	第1	1	(4)オ(イ)	解体・撤去する施設	既存施設が、RC造とありますが、新施設の構造は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
12	4	第1	1	(4)カ(ア)	設計業務	生活環境影響調査の手続きは具体的にどのような作業を想定されていますでしょうか。また、()内についても御市の支援との理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
13	5	第1	1	(4)カ(イ)b	建設業務	付替道路(市道574号)の工事は事業者の業務範囲に入っておりますが設計書は範囲外との解釈で宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲に含みます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14	5	第1	1	(4)カ(イ)c	建設業務	本施設では上水が利用できるものと理解しますが、井水の用途をご教示ください。	プラント用水又は生活用水としての利用を想定しています。
15	5	第1	1	(4)カ(イ)b c	付替道路の工事 井水管工事	付替道路の工事、井水管の工事が事業範囲とありますが、設計や諸般の手続き等は市で事前に行なうとの理解でよろしいでしょうか	敷地境界までの引き込みにかかる手続きは、本市が実施します。
16	5	第1	1	(4)カ(ウ)	運營業務	送迎バスの運行に際し、事業者が必要となる許可、申請、資格などはどのようなものがあるかご教示願います。	事業者の提案内容によって必要な許可等は異なると考えています。したがって、事業者は関係法令等を踏まえ必要な許可等を取得するようにしてください。なお、停留所の設置に関する申請について、市は必要な協力をします。送迎バスの運行に関する詳細については、入札公告時に示します。
17	5	第1	1	(4)カ(ウ)f	運營業務	「余熱利用施設への送迎バスの運行」ですが、駅との送迎または停留所を設けての運用のどちらをお考えでしょうか。また、運賃に関しては、有料、無料のどちらをお考えでしょうか。	前段の質問については、駅との送迎及び停留所の設置の両方を検討しています。詳細は入札公告時に示します。後段の質問については、無料を想定しています。
18	5	第1	1	(4)カ(ウ)f	運營業務	PFI事業で実施される余熱利用施設は、施設の修繕や光熱等の負担は一般的に公共側所掌とされますが、本項目ではどのような業務が事業者所掌とされているのでしょうか。もし、それらの負担が事業者負担の場合、利用者の増減や利用状況に関連し変動するため、事業年度ごとに実績値での清算となるのでしょうか。SPCはごみ処理事業も実施しますので、事業性への影響が懸念されるためです。	余熱利用施設の運営はすべて事業者の業務範囲です。詳細は入札公告時に示します。
19	5	第1	1	(4)カ	事業者が行う業務	SPCを指定管理者として指定する予定とありますが、指定されるための必要条件はどのようなものかご教示願います。	特にありません。
20	5	第1	1	(4)キ(イ)d	運営に関する業務	焼却主灰及び焼却飛灰の資源化が御市の業務範囲となっていますが、資源化先が受取不可となった場合の処分等に関するリスク分担は御市範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	6	第1	1	(4)キ(イ)g	運営に関する業務	市が行なう業務として、管理・啓発施設の運営とありますが、事業者が管理・啓発施設で行なう業務内容はありますか。また、関連して水光熱費など、事業者が負担する費用は無いとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
22	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運營業務に係る対価	「委託料は固定料金と減免補填分で構成されるものとする。また、施設の利用料金については、事業者の収入とする。」と有りますが、事業計画に影響をあたえるファクターなので、要求仕様書のなかに、固定料金の算出方法並びに減免補填額については記載されると考えて宜しいでしょうか。また、施設の利用料金は事業者の収入と有りますが、施設利用者の需要予測等のデータは、示して頂けるのでしょうか。ご教示願います。	前段の質問については、入札公告時に示します。後段の質問については、需要予測データは示しませんが、参考となる資料は入札公告時に示します。
23	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運營業務に係る対価	既存の老人福祉センターでの減免補填費用は年間どの程度でしょうか。また上限の設定はどの程度となっていますでしょうか。ご教示願います。	前段の質問については、既存の老人福祉センターでの減免補填費用はありません(指定管理料に含まれています)。後段の質問については、入札公告時に示します。
24	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運營業務に係る対価	現時点において年間利用者はどの程度を見込まれていますでしょうか。また、利用者の内訳はどの様に見込まれていますでしょうか。ご教示願います。	質問に対する回答No.22を参照ください。
25	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運營業務に係る対価	余熱利用施設の利用料金については事業者の収入とするとありますが、施設利用料金を事業者にて設定する事は可能でしょうか。御市にて設定される場合、どのように決定されるのでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
26	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	固定料金としてはどのような費用に対して支払うのでしょうか。	質問に対する回答No.22を参照ください。
27	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	委託料は、一定範囲の物価変動があった場合に、年に1回改定することができるものとする。とありますが、当該年度分を実情に合わせて清算するとの理解でよろしいでしょうか。	一定範囲の物価変動が認められる場合は、別途定める算定方法に基づき委託料を改定します。詳細は入札公告時に示します。
28	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	施設の利用料金については、事業者の収入とする。とありますが、既存施設の利用者数、収入、人件費等を含む総支出の内訳を教えてくださいませんか。	既存施設の利用者数及び収入は入札公告時に示します。
29	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	委託料は、固定料金と減免補填分で構成されるとありますが、固定料金の内訳はどのようなものでしょうか、利用者数の想定及び利用者数の増減による変動は無いとのことでしょうか。	前段の質問については、質問に対する回答No.22を参照ください。後段の質問について、固定料金に関してはご理解のとおりです。減免補填者人数については、利用者数の増減による変動はあります。詳細は入札公告時に示します。
30	6	第1	1	(4)ク(ウ)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	”施設の利用料金については、事業者の収入とする”とありますが、利用料金の金額設定も事業者の提案となるのでしょうか。また、収入に関しては委託運営費の補填として考えなくてはならないのでしょうか。それとも、営業利益として見なしてくれるのでしょうか。	前段の質問については、質問に対する回答No.25を参照ください。後段の質問については、事業者の提案に委ねます。
31	6	第1	1	(4)ク(ウ)脚注2)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	本市では減免措置の補填分について、上限を設定して事業者に支払う予定であるとありますが、具体的な数値をご教示願います。	質問に対する回答No.22を参照ください。
32	6	第1	1	(4)ク(ウ)脚注2)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	”減免措置の補填分について、上限を設定して事業者に支払う予定”とありますが想定以上の60才以上の利用があった場合の上限設定の変動はあるのでしょうか。	上限設定の変動はありません。
33	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが一部とはどの程度のことをお考えでしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
34	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	“電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが、代金の一部を決める基準はあるのでしょうか？また、その他の代金収入に関しては貴市収入となるのですか。	質問に対する回答No.33を参照ください。
35	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが、一部とは具体的な数値が策定されていればご教示願います。	質問に対する回答No.33を参照ください。
36	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	本施設においては、搬入されるごみ質やごみ量の変動に加え、屋間に稼働するリサイクル施設の稼働状況による消費電力の変動、利用者の状況による熱供給量や電力使用量の変動が大きいため売電収入に不確定要素が多く、事業者の計画に見込むと影響を受けます。ごみ処理という重要な事業を担うため、事業の安定性向上の関係から、電力収入は御市帰属という条件にならないでしょうか。	入札公告時に示します。
37	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが、売電先選定と単価決定は事業者の業務範囲でしょうか、また、代金の一部とは、具体的にどのような内容でしょうか。	質問に対する回答No.33を参照ください。
38	6	第1	1	(4)ク(エ)	売電に係る対価	「電気事業者への売電によって得られる代金の一部を事業者自らの収入とすることができるとありますが、一部とはどの程度を想定されていますか。	質問に対する回答No.33を参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
39	11	第2	3	(2)ウ	入札参加者の参加資格要件	「本入札に限り有効な入札参加資格審査を受けることができ」とありますが、審査は資格審査申請書類受付時に行われるとの解釈でよろしいでしょうか。	資格審査申請書類受付前に実施します。詳細は入札公告時に示します。
40	11	第2	3	(2)ウ	入札参加者の参加資格要件	入札参加資格を有していない場合「本入札に限り有効な入札参加資格審査を受けること」が可能とありますが貴市の入札参加資格申請は電子申請にて行われています。今回のような特例の場合においても入札参加資格審査は電子申請でしょうか。ご教示願います。	入札公告時に示します。
41	12	第2	3	(2)エ(エ)	入札参加者の参加資格要件	「床面積1600㎡以上」とありますが、当施設の規模も同等とお考えでしょうか。規模以上の入館者が来た場合は入場制限をかけて良いのでしょうか。	前段の質問については、入札公告時に示します。後段の質問については、事業者の提案に委ねますが、より多くの入館者の利用が可能となるよう努めてください。
42	12	第2	3	(2)オ	入札参加資格要件	複数の企業が建設企業となる場合、「各々の企業は次の(ア)～(イ)のいずれかの要件を満たしていること」とありますので、建設JVの形態は甲型、乙型の指定がないという理解でよろしいでしょうか。	甲型とします。
43	12	第2	3	(2)オ(ア) (イ)	入札参加者の参加資格要件	実施方針の内容の入札参加者の参加資格要件で、建屋及び余熱利用施設の建設を実施する企業は、経営事項審査結果の総合評点が1,400点以上とあるが、この点数設定では、三芳町及びふじみ野市内はもちろん、埼玉県内企業は全く該当せず入札への参加資格自体が皆無であると判断されますが、DBO方式によるSPC運営とは言えその事業主として、特に地域の建設企業の本事業への参画に対する扱いをどのようにお考えか回答頂けますようお願い致します。	建屋及び余熱利用施設の建設を実施する企業について、三芳町及びふじみ野市内並びに埼玉県内企業は、構成員からの発注先としての本事業への参加が可能です。
44	13	第2	3	(2)キ	入札参加者の参加資格要件	現在、太陽の家の指定管理者を構成員として加えることは可能でしょうか。	当該構成員が入札参加資格要件を満たす場合に限り、ご理解のとおりです。
45	13	第2	3	(2)キ	入札参加者の参加資格要件	「運営企業のうち、本施設の余熱利用施設の運営を行う者は、次の要件を満たすこと。」とありますが、運営業務の一部をSPCの出資者でない所謂協力企業に委託することは、可能という理解でよろしいでしょうか。もしくは、運営を行う者は、構成員としてSPCに出資することが入札参加資格要件となるのでしょうか。	前段の質問について、主たる運營業務については不可とします。後段の質問については、ご理解のとおりです。
46	13	第2	3	(2)キ	入札参加者の参加資格要件	1年以上の運営実績を有していること。とありますが、過去何年以内の実績であれば、認められるのでしょうか。	入札公告時に示します。
47	16	第2	4	(2)オ	落札者を決定しない場合	「入札参加者がいない等の理由により、…」とありますが、入札参加者が1者の場合、入札が成立し落札者が決定するものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
48	16	第2	4	(2)オ	落札者を決定しない場合	入札参加者がいない等の理由により、…とありますが、参加者が1者の場合入札は成立するとの理解でよろしいでしょうか。	質問に対する回答No.47を参照ください。
49	17	第2	4	(3)	著作権	事業者の提出する資料に関しては、一部特許等ノウハウの含まれる内容となります。従いまして、第三者への開示が必要な場合などに関しては、事業者事前に確認を頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。	公表によって入札参加者の社会的地位等に影響が及ぶ場合は、事前に連絡する場合があります。
50	19	第3	4		事業期間終了時の措置	『引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態』とありますが、要求水準書において経年劣化等を考慮した適切な基準を明示いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。また、実際の引継ぎ時においても、御市と事業者で十分な協議が行える場を設けていただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
51	19	第3	4		事業終了時の措置	「本市は、事業期間終了後も～本市に引継ぐものとする。」とありますが、何年間利用することを想定されているでしょうか。	30年以上のほか、具体的な年数はありません。
52	25	添付資料-1			事業スキーム図	電気事業者との契約は、御市にて行われると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
53	27	添付資料-3	3		建設予定地平面図	整備対象区域面積に、新設の付替え道路が含まれていません。付替道路の建設は、どのような契約等で行なうのでしょうか。	前段の質問について、建設予定地面積は付替道路も含め約3.54haです。後段の質問については、建設請負契約で規定します。詳細は入札公告時に示します。
54	27	添付資料-3	3		建設予定地平面図	建設用地は、全て買収が完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	一部用地を除き、ご理解のとおりです。
55	28	添付資料-4	共通	5(2)	近隣対応リスク	(2) 上記以外のものは、事業者負担となっておりますが、リスクの内容が明確でないとコストの見積りができません。事業者負担となるリスクの内容の明記をお願いいたします。明記できないリスクの場合には、応募するにあたってコストを想定できませんので、市負担との理解でよろしいでしょうか。	民間事業者が行う業務に起因する近隣対応リスクが発生した場合は、事業者負担となります。
56	28	添付資料-4	共通	6	第三者賠償リスク	共通6第三者賠償リスクですが、通常予測できない理由により生じた事象は事業者のリスクではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、このためには事業者は、予見可能性及び回避可能性がなかったことを明らかにする必要があります。
57	28	添付資料-4	共通	7(2)	法令等の変更リスク	(2) 上記以外の法令の新設・変更に関するものは、事業者負担となっておりますが、リスクの内容が明確でないとコストの見積りができません。事業者負担となるリスクの内容の明記をお願いいたします。明記できないリスクの場合には、応募するにあたってコストを想定できませんので、市負担との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物処理事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの以外のリスクは、事業者負担となります。
58	28	添付資料-4	共通	8(1)	税制度変更リスク	「(1) 本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの」について、税率変更が予想される消費税について、変更となった場合に対価の補填がなされるとの解釈で宜しいでしょうか。	市は、支出時点での消費税率により対価を支払います。
59	28	添付資料-4	共通	8(2)	税制度変更リスク	「(2) 上記以外の税制度の新設・変更(事業者の利益に課される税制度の変更等)に関するもの」について、具体的にどの様なものを想定されていますか。	法人税等、法人の利益に係る税制度の新設・変更によるものが該当します。
60	28	添付資料-4	共通	11 14	物価変動リスク 不可抗力リスク	物価変動リスク、不可抗力リスクにおいて、「一定範囲内の変動については、事業者負担」と記載されていますが、「一定範囲」の具体的な内容をご教示ください。	入札公告時に示します。
61	29	添付資料-4	建設段階	1	工事遅延リスク	埋設物等が発見され、工事が中断となった場合の遅延リスクは貴市の負担との考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	29	添付資料-4	運営段階	1	受入廃棄物の質の変動リスク	リスクの負担者欄の事業者に△マークがついていますが、これは「(要求水準書に示すごみ質の範囲内における質の変動は事業者負担とする)との記載があるので△マークが付いている」との理解で宜しいでしょうか。即ち、要求水準書のごみ質範囲を逸脱するごみのリスクは、貴市が負担するとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書のごみ質範囲を逸脱するごみのリスクは、市の負担となりますが、このためには、逸脱したことを事業者が明らかにする必要があります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
63	28 29	添付 資料 -4				各リスクにおいて、事業者が負担するリスクは事業者の責めに帰すべき事由によるもののみと解釈してよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由のほか、事業者が対応すべき事由によるものが含まれます。
64	-				その他	既存の老人福祉センター「太陽の家」の見学は可能でしょうか。	入札公告時に示します。

■実施方針への意見に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
1	2	第1	1	(4)ウ(ウ)	事業期間	基本的に早期運営にあたり委託費は必要となります。利用率の高い60才以上の光熱水費や人件費にコストがかかる為、早期運営をした場合、他社との運営費の開きがでるかと思えます。 また、運営時間ですが会社員やOL等をターゲットにした場合、仕事帰りに利用することを考えると、21時位までの営業は必要です。また、利用料金に関しても60才以上を無料にした場合、同業近隣施設の営業の圧迫にもなりかねないかと思われま。基本的には約17年間の運営にあたり魅力ある施設作りを考えていきたいのですが、集客率が上がると同時に運営費を圧迫する施設にならないようお願い致します。	余熱利用施設の詳細については、入札公告時に示します。
2	5	第1	1	(4)カ(ウ)フ	運営業務	環境センターに係る設計・施工及び運営維持管理業務(余熱利用施設の設計・施工含む)と余熱利用施設の管理・運営業務では業務内容が大きく異なります。 よって、民間企業のノウハウを生かしPFI導入の効果を最大限発揮するためには、余熱利用施設の管理運営・業務を別発注とし、最も優れた提案を行った企業同士で施設の運営を行うことが有効と考えられます。ご検討をお願い致します。	業務範囲については、実施方針に示すとおりとします。
3	5	第1	1	(4)カ(ウ)フ	運営業務	「余熱利用施設への送迎バスの運行」ですが、施設を利用しない方の利用も考えられます。また、無料での送迎バスの運営となるとかなりの集客も想定できます。ケーススタディとして、さいたま市西区「西楽園」では年間24万人の集客があり、入館料100円の60才以上が占める割合が98%と高く若い層が来ないというデータもあります。若い層を取込みをお考えならば、「60才以上は利用料金が無料となる減免措置」について、再検討をお願いします。	減免措置の変更はありません。なお、減免措置の詳細は入札公告時に示します。
4	6	第1	1	(4)ク(ウ)脚注2)	余熱利用施設の運営業務に係る対価	既存の老人福祉センターは、ふじみ野市に住んでいる60歳以上は利用料金が無料となっておりますが、新たに整備する余熱利用施設においては、老人福祉施設として位置づけるものではない”とすると、60歳以上の利用を無料にするのは、再検討していただきたいと考えられます。なぜなら、DBO方式でより良い提案を業者がする以上、無料の施設となれば、終日居座る方も増え、老人福祉センターになりかねないと考えられます。このような施設に、若者層がお金を払って施設を利用する率は低くなります。	意見に対する回答No.3を参照ください。
5	12	第2	3	(2)エ(エ)	入札参加者の参加資格要件	”床面積1600㎡以上”とありますが、送迎バスの運行等も考え、「ふれあい・交流・健康増進」の場を考えるとあれば狭い気がします。基本的には公衆浴場がメインとなるのでしょうか、「ふれあい・交流・健康増進」を考える諸室スペースがとれない可能性があります。施設の規模について、再検討をお願いします。	余熱利用施設の詳細については、入札公告時に示します。
6	15	第2	3	(4)	参加資格の確認	参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員が上記要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。とありますが、期間が長く、多くの構成員が参加するには、リスクが高すぎます。参加資格確認時のみ参加要件を満たしていれば良いように変更をお願いいたします。	実施方針に示すとおりとします。
7	16	第2	4	(2)イ(ア)	入札価格の確認	入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとありますが、ダンピング受注防止の観点から、ふじみ野市の最低制限価格や低入札価格調査基準価格を適用して、入札基準価格を設定することが必要であると考えます。 入札価格が入札基準価格を下回った場合は、価格要素点を満点とするような措置をお願いいたします。	入札公告時に示します。
8	16	第2	4	(2)イ(ア)	入札価格の確認	入札の透明性及び公平性をより高めるために提案内容の加点審査を行った後、入札書を開封し入札価格の確認を行うことをご検討願います。	入札公告時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
9	16	第2	4	(2)イ(ウ)	優秀提案の選定	価格要素と非価格要素の総合評価値が最も高い提案を優秀提案として選定するとありますが、事業目的である公共サービス水準の向上のためには、価格要素よりも非価格要素を重視する必要がありますと考えます。 非価格要素の評価ウェイトを大きくし、良い品質の良い提案を正當に評価していただきたくお願いいたします。	入札公告時に示します。
10	28	添付資料 -4	共通	11(1)	物価変動リスク	(1)施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費に相当する部分)関するものは、事業者負担とありますが、震災の影響により、今後の資材や人件費等の予測が難しい状況にあります。市を主負担、事業者を従負担としていただきたくお願いいたします。	入札公告時に示します。
11	28	添付資料 -4	共通	12	事故の発生リスク	天災等による事故は、負担者は「本市」もしくは「本市および事業者」と考えますので、再考をお願いします。	原因が不可抗力の場合には、契約書の不可抗力条項の適用があります。詳細は入札公告時に示します。
12	29	添付資料 -4	運営段階	4	余熱利用施設の重要変動リスク	「余熱利用施設の需要変動リスクは事業者負担」となっていますが、リスクが或る範囲を超えた場合は、貴市もリスク分担して頂く事が出来ないでしょうか。ご検討をお願い致します。	実施方針に示すとおりとします。
13	29	添付資料 -4	運営段階	4	余熱利用施設の重要変動リスク	余熱利用施設の利用者数の増減、利用料収入の増減等は、事業者負担とありますが、減免措置の補填分について、上限を設定して事業者を支払うとしていることが運営上の最大のリスクと考えます。上限の撤廃をお願いいたします。	減免措置の変更はありません。なお、減免措置の詳細は入札公告時に示します。
14	29	添付資料 -4				利用者数の一定的な基準を検討いたします。特に60才以上の利用者数が増えればリスクが多くなります。(60才以上の減免補充分の明確化を検討いたします)	質問に対する回答No.22を参照ください。